

北長瀬未来ふれあい総合公園駐車場の駐車料金の減額

上記の市営駐車場を利用する方がそれぞれの対象者に該当する場合、
駐車料金の2分の1が減額されます。

【対象者】

- (1) 身体障害者の方で、自動車税、軽自動車税の減免措置を受けている自動車を自ら運転し、もしくは生計を一にする方の運転に同乗し、駐車場を利用する場合
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級、戦傷病者手帳特別項症・第一項症・第二項症を所持している方で、自ら運転し、駐車場を利用する場合
- (3) 身体障害者手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症・第一項症・第二項症、療育手帳A、又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方を同乗し、駐車場を利用する場合

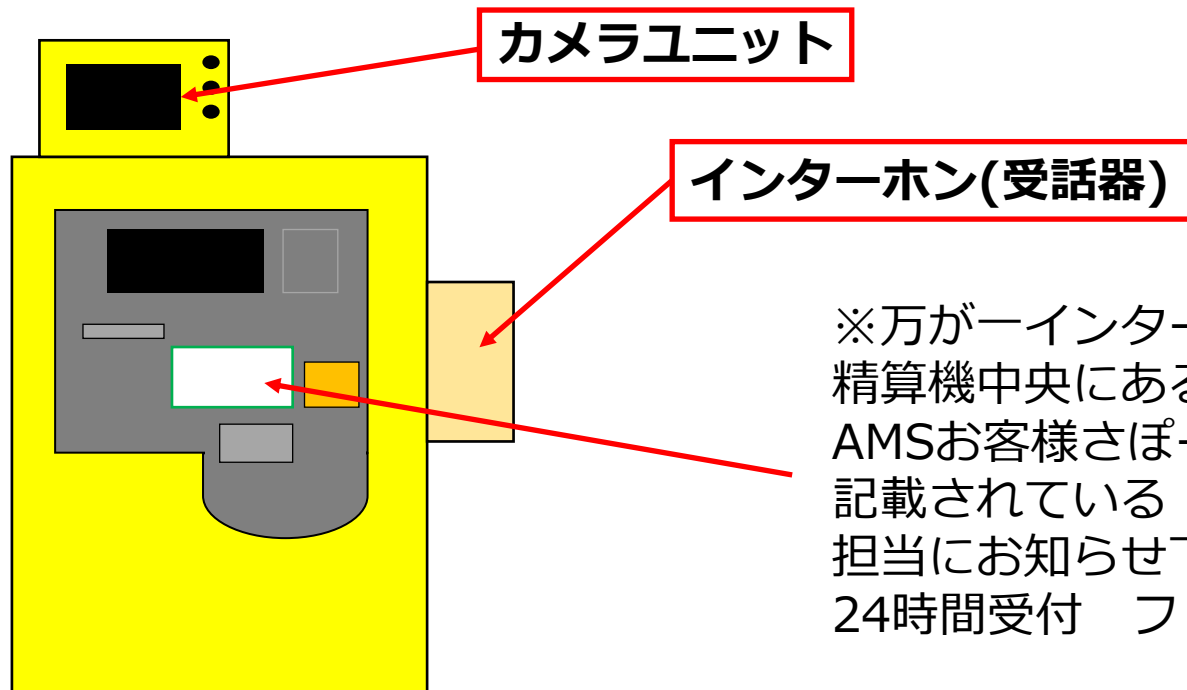
【障害者手帳アプリ「ミライロID」のご提示でも減免が適用されます】

精算手続きを行う前に、出口精算機に表示している問い合わせ先に連絡をとり、減免の手続きを行ってください。

【利用方法】

※事前に該当する減免対象の手帳又はミライID・入場ゲートで取った駐車券をご用意ください。

1. **駐車券は入れず**、出口精算機にあるインターホン（精算機右側の受話器）を取る。
自動でAMSお客様さぽーとセンターに繋がります。
2. 障害者手帳などの種別・等級が分かるページを精算機上部のカメラ(左上黒色の画面)へかざす。カメラから15cmほど離してお待ちください
3. 駐車券に記載されている、入庫時間を担当にお伝えください
→遠隔操作で減免対応します。
4. 減免された後の料金が表示されます。残りの料金を精算して下さい。



※万が一インターホンの故障等で繋がらない場合は、
精算機中央にある【駐車場に関するお問い合わせ】
AMSお客様さぽーとセンターへお電話いただき、
記載されている「駐車番号No.」もしくは「駐車場名」を
担当にお知らせ下さい。

24時間受付 フリーダイヤル：0120-036-548